第５３回 農業資材審議会農薬分科会

農林水産省消費・安全局

第５３回 農業資材審議会農薬分科会

日時：令和８年１０月２日（金）

場所：農林水産省第３特別会議室

（ＷＥＢ会議形式の併用開催）

時間：１３：３０～１４：３０

議 事 次 第

１．開　　会

２．議　　題

（１）農薬取締法第３条第１項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

・グルホシネートを有効成分として含む農薬（登録）

（２）農薬取締法第７条第７項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

・エマメクチン安息香酸塩を有効成分として含む農薬（変更の登録）

（３）農薬取締法第39条第１項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

・エピリフェナシルを有効成分として含む農薬（登録）

・スルホメツロンメチルを有効成分として含む農薬（登録）

・ベンフレセートを有効成分として含む農薬（変更の登録）

・アクリナトリンを有効成分として含む農薬（再評価）

・アシュラムを有効成分として含む農薬（再評価）

・ビフェントリンを有効成分として含む農薬（再評価）

・ヘキシチアゾクスを有効成分として含む農薬（再評価）

・メタフルミゾンを有効成分として含む農薬（再評価）

（４）農薬使用者安全評価における暴露評価に係る補足事項について（報告）

（５）「特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第５条から第19条までに定める基準に適合していることの確認及びその調査等について」の一部改正について（報告）

（６）その他

３．閉　　会

午後１時３０分　開会

○二階堂室長　ただいまから第53回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

事務局を務めます農産安全管理課農薬対策室の二階堂でございます。本年８月に農薬対策室長を拝命いたしました。分科会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、前任の宇井が、同日、農産安全管理課長に着任したことを、ここで御紹介いたします。

本日の分科会は、会議室とウェブ会議形式の併用開催といたします。また、公開で開催するということで、傍聴の方々にも御参加いただいております。

ウェブ会議形式で御出席いただいている委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにしてください。発言希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の「挙手」のアイコンを押していただき、順に御発言をお願いしたいと存じます。しかしながら、急を要する場合など必要があれば、座長からの合図を待たず、御自身でミュートを外し御発言いただいても構いません。また、チャットボックス機能もございますので、音声トラブル等がございましたら、当該チャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。万が一の回線トラブルの場合には、事前にお伝えしております緊急連絡先を通じ、御連絡いただければと存じます。

本日は、現時点におきまして、委員の方10名、臨時委員の方６名に御出席いただいております。岩田委員、菜形委員、三浦委員、そして横井委員におかれましては、本日御欠席と伺っております。

本分科会は、農業資材審議会令第７条第１項にて、委員と臨時委員の過半数の出席で会が成立すると規定されております。本分科会の委員と臨時委員は計20名です。本日は16名の方に御出席をいただいておりますので、本分科会が成立しておりますことを、ここで御報告申し上げます。

では、ここで農林水産省消費・安全局長の大島より御挨拶を申し上げます。

○大島局長　消費・安全局長の大島でございます。

先ほど司会の二階堂の方から、８月６日付けで就任したと話がありましたが、私も同日付けでこの消費・安全局長のポストを拝命いたしまして、農薬行政を担わせていただくことになりました。委員の先生方におかれましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

局長として出席させていただきます初めての分科会でございますので、若干なりともお時間をいただきまして、私の農薬行政に対する思いの一端をお話させていただければと思います。

大上段に構えた話を申し上げると、有史以来の日本の人類の文明史の歩みの中で、おそらくこの農業というものは、古くからそして長く草と虫との闘いであったであろうと考えております。足元、日本の農業を取り巻く環境を見ても、より少ない農業人口で農業生産を支えていかなければいけないという、この構造がある中で、農業を省力的に行って日本の農業の経営を成り立たせていくためにも、生産資材としての農薬、これは欠かせない役割があるということでございます。この農薬という資材があるからこそ農業経営が守られ、そして我々が食卓にお届けすべき農作物が守られているということだろうと思います。農薬工業会さんが、伝統あるお名前をクロップライフジャパンと、国際的な潮流も踏まえて名称変更に踏み切られたのも、おそらくそういった問題意識が表れてのことではないかと拝察をしているところでございます。

日本の農薬メーカーの方々は、大変高い創薬イノベーション力を発揮しており、私が３年前に参事官のポストにいたときに聞いた話では、世界の新薬の３分の１は日本から出ているというような話もございました。そういった現場のニーズに即した農薬を御提供いただく中で、日本の農業の下支えをしてきていただいているわけでございますが、逆に言うと、パワフルであるということは、それは虫を殺し、そして草をやっつけるということでございますので、農薬の機序のメカニズムについて御存じない一般の消費者の方々からすると、これは本当に我々の体に大丈夫なのか、そして環境に害をなさないのかという思いを抱かれるということも、無理もないことなのだろうと思っております。

私どもの農薬登録制度の使命というのは、安全が確認された農薬をしっかりと現場にお届けして、日本の農業を支えていくということだろうと思っておりますので、この安全性の審査、これは食べる人にとっての安全性でもございますし、農薬を使用される農業者の方々御自身への安全性ということもございますし、ひいてはその農薬が漏出していく先である水系等に棲む多くの鳥や魚、こういったものに対する安全性ということもあろうかと思います。こういう多岐にわたる論点を、本審議会だけでなく、他省庁所管の審議会もございますけれども、関係省庁が連携をして、しっかりと科学的根拠に基づいて御審議いただくことで、この農薬審査の制度が成り立っているところでございます。

本日も議題を拝見いたしましたところ、下部の部会等で地ならしをしていただきました様々な議題が上程されるというふうに承知をしております。どうか委員の先生方におかれましては、それぞれのエクスパティーズに基づきまして闊達な御議論を賜りまして、本審議会の所期の目的が達成されますように、これにとどまらず、今後とも審議会への御協力をお願いいたしまして、冒頭の挨拶とさせていただきたいと存じます。

大変勝手ながら、私はこの冒頭の挨拶で失礼をさせていただきますが、先生方におかれましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○二階堂室長　ありがとうございました。

では、議事に入ります前に、ここで資料について御説明申し上げます。対面で御参加いただいております委員の皆様には、資料及び参考資料ともに電子ファイルを収蔵したタブレットを御用意しております。議題ごとに該当するファイルをお開きいただき御覧くださいますようお願いいたします。不具合等のトラブルが生じた場合には、随時事務局までお知らせください。

それでは、これからの議事進行は夏目分科会長にお願いしたいと思います。先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○夏目分科会長　本日は皆様、御多用のところ御出席くださいましてどうもありがとうございます。分科会長の夏目でございます。

それでは早速、議事に移りたいと存じます。本日は議事次第にございます五つの議題について御審議いただきます。限られた時間ではございますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、最初の議題であります農薬取締法第３条第１項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入ります。まずは、利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○二階堂室長　第18回分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づいて、事前に皆様に利益相反の状況について確認をさせていただきました。その結果、秋森委員より、御審議いただく剤に対しまして利益相反の申出があり、事務局としても利益相反の基準に該当することを確認しましたことを、ここで御報告申し上げます。

○夏目分科会長　御報告ありがとうございます。

それでは、秋森委員におかれましては、この議題に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、議題（１）の審議を行います。令和７年５月12日付けで農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされています。グルホシネートを有効成分として含む農薬の登録について御審議いただきます。最初に、事務局、石原農薬審査官より御説明をお願いいたします。

○石原審査官　それでは、資料の３を御覧ください。こちらの資料ですが、本日御審議いただき、御了承いただけましたら、答申の別添資料となるものでございます。

１ページを御覧ください。本剤ですが、後発の新規申請の成分であり、調査・審議が終了し

たことから本分科会へ報告するものです。本成分につきましては、令和６年７月に登録申請を受理いたしまして、経緯欄に記載のとおり、各部会において御審議いただきました。なお、本剤は後発農薬の新規申請に係る成分であることから、先発剤の再評価までは、使用者及びミツバチへの影響評価につきましては従前の評価方法に基づき実施しております。

２ページを御覧ください。剤の概要でございます。化学名、構造式等の基本的な情報はこちらに記載のとおりでございます。有効成分はグルホシネートであり、用途は除草剤でございます。申請されている製剤は別紙１に記載の１剤となっています。また、適用作物は樹木類等であり、食用作物への適用はございません。

グルホシネートの概要に関する説明は以上となります。

○夏目分科会長　ありがとうございました。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を、水口委員から御報告いただきます。

○水口委員　農薬原体部会の部会長の水口でございます。

部会を代表いたしまして、グルホシネートの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料３の３ページ①を御覧ください。農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるグルホシネート酸に対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、880 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のグルホシネート酸の分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し、検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤項に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分グルホシネート酸のほか、1 g/kg以上含有されている不純物について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が998～1003 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、さきの規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長　水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を、櫻井委員から御報告いただきます。

○櫻井委員　農薬使用者安全評価部会の部会長の櫻井でございます。

部会を代表いたしまして、グルホシネートの審議結果の報告をさせていただきます。

資料３の４ページを御覧ください。グルホシネート原体を用いた急性吸入毒性及び皮膚感作性並びに製剤を用いた急性経口毒性、急性経皮毒性、皮膚刺激性、眼刺激性及び皮膚感作性に関する試験成績を審議いたしました。その結果、適用場所が公園、堤とう等である場合の注意事項を付すこととすれば、農薬使用者の健康に著しい影響を与えるおそれはないと判断いたしました。具体的な注意事項は、ア以下に書かれております。

以上です。

○夏目分科会長　櫻井委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を、山本委員から御報告いただきます。

○山本委員　農薬蜜蜂影響評価部会の部会長の山本でございます。

部会を代表いたしまして、グルホシネートの審議結果について概要を報告いたします。

資料３の５ページを御覧ください。①のミツバチ影響試験の結果ですけれども、提出された室内毒性試験の結果である半数致死量は、資料３の５ページの表にお示ししたとおりです。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫の単回接触毒性の半数致死量でありますLD$_{50}$の値が、基準としています11 μg/bee以上であったため、注意事項は要しないという判断をいたしました。

グルホシネートの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○夏目分科会長　山本委員、ありがとうございました。

それでは次に、事務局より５番目の農薬取締法第４条第１項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官　それでは、資料３の６ページを御覧ください。農薬取締法第４条第１項の各号への該当でございますが、こちらの資料の６ページから８ページまでに記載しています。いずれも該当ないと判断しております。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長　ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のございましたグルホシネートの登録について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

有江委員、お願いします。

○有江委員　６ページの一番下のところから７ページにかけての七という項目、これ農地等の土壌への当該農薬の成分の残留の程度からみてうんぬんとありますけれども、六と同じように、農地に使用されないので該当しないというふうにしないというのは、何か理由があるのでしょうか。それとも、農地等というのには樹木等のほ場も含まれるという理解なのでしょうか。

○石原審査官　今の御認識のとおりで、農地等に含まれるということになります。

○夏目分科会長　ほかにいかがでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

（答申案配付）

○夏目分科会長　それでは、資料を読み上げます。

農薬の登録について（答申）。

令和７年５月12日付け７消安第728号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、グルホシネートを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第４条第１項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料３が答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長　ありがとうございます。

なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長　ありがとうございました。

それでは、グルホシネートの登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思

います。

次に、議題（２）の農薬取締法第７条第７項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入ります。まずは、利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○二階堂室長　先ほどの議題と同様に、本議題に関し、事前に皆様に利益相反の状況について確認をさせていただきました。その結果、秋森委員より、御審議いただく剤に対しまして利益相反の申出があり、事務局としても利益相反の基準に該当することを確認したことを、ここで御報告いたします。

○夏目分科会長　御報告ありがとうございます。

それでは、秋森委員におかれましては、この議題に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、議題（２）の審議を行います。令和８年５月７日付けで農林水産大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がされています。エマメクチン安息香酸塩を有効成分として含む農薬の変更の登録について御審議いただきます。まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官　それでは、資料４を御覧ください。本資料は、本日御審議の上、御了承いただけましたら、答申の別添資料となるものでございます。

まず１ページを御覧ください。本剤は、変更登録申請に係る有効成分でございまして、調査・審議を終了したことから、本分科会で御審議をお願いするものでございます。本成分につきましては、令和６年６月に変更の登録申請を受理し、原体部会において御審議いただきました。

続いて２ページを御覧ください。審議農薬の概要でございます。化学名、構造式等の基本的情報は記載のとおりとなっています。

３ページを御覧ください。本成分の用途は殺虫剤でございまして、とうもろこし、非結球あぶらな科葉菜類等に使用されています。申請内容の詳細については記載のとおりでございます。

エマメクチン安息香酸塩の概要に関する説明は以上となります。

○夏目分科会長　ありがとうございます。

それでは、原体部会における議論の結果を、水口委員から御報告いただきます。

○水口委員　エマメクチン安息香酸塩の農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料４の４ページ①を御覧ください。エマメクチン安息香酸塩は２種の類縁体、エマメクチ

ンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物であり、①の表では、２種の類縁体の合計をエマメクチン安息香酸塩と表記しています。農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるエマメクチン安息香酸塩及び各類縁体に対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、エマメクチン安息香酸塩について950 g/kg以上、各類縁体についてそれぞれ記載のとおりとすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のエマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し、検討した結果を報告いたします。概要は、③から⑤項に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩のほか、1 g/kg以上含有されている不純物について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が984～1004 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、さきの規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長　水口委員、ありがとうございました。

それでは事務局より、５番目の農薬取締法第４条第１項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官　それでは、資料４の６ページを御覧ください。農薬取締法第４条第１項の各号への該当でございますが、こちらの資料の６ページから７ページまでに記載しております。いずれも該当ないと判断しております。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長　ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のございましたエマメクチン安息香酸塩の変更の登録について、

何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

山本委員、お願いします。

○山本委員　大変基本的なところをお聞きして恐縮なのですが、エマメクチン安息香酸B1bの含有濃度の30 g/kg以下という、以下というのはどういう理由で付いているのか、教えていただければと思います。

○石原審査官　活性を有する有効成分が複数の異性体や今回のように類縁体で構成されていて、それぞれの含有割合が異なる場合、毒性試験に用いられている原体中には通常、主要な異性体等が多く、マイナーな異性体等が少なく含まれております。そのため、毒性試験に用いられた原体と実際に製造される原体の同等性を確保するという観点から、主要な異性体等の規格は○○ g/kg以上、いわゆる下限値での設定をしておりまして、マイナーな異性体等の規格は○○g/kg以下と上限値で管理することが適当と考えられるため、このようなマイナーな成分の規格につきましては、いわゆる不純物に近いような扱いと整理しているところでございます。

○山本委員　分かりました。ありがとうございます。

○夏目分科会長　今の点に関して、二つの同族体のそれぞれの殺虫活性とか毒性とかを調べられているのでしょうか。

○西岡課長補佐　基本的には原体での有効性及び毒性を確認することになっておりますので、異性体ごとや成分ごとの試験実施は登録上求めてはおりません。お尋ねの件については、今は確認できません。

○夏目分科会長　資料４－１の３ページ、２のコード番号を見ると、それぞれの同族体に番号が振られているのですよね。だから調べているのかなと思ったのですけれども。

というのは、私が研究していた例でも、これと同じような少しの構造の違いだったのですが、ある種の活性に関しては10倍ぐらいの差があって、別の活性に関してはほとんど変わらない。つまり、作用点が違えば反応は違ってくるわけです。そうすると、こういう混合物、特に異性体の混合物ですかね。異性体でなければ不純物と言ってきちっと調査されるわけですけれども、似ている化合物の場合に、似ているから大体同じかなという考えでいいかどうかというところは、僕は非常に気になっていて、先ほどの山本委員の質問にもあったように、下限値じゃなくて、成分の幅として何mg以上何mg以下とかという範囲を設定した方がきちっとしているかと。

それから、将来的には、例えばこういう混合物、あるいは、１つ目の議題のグルホシネートは立体異性体の混合物ですが、分けてはいないわけですよね。ところが、僕が昔調べたところによると、フェンバレレートという農薬は、立体異性体によって殺虫活性があるものもあれば、

毒性しかないものもあるというようなことで、最終的にはその殺虫活性のあるものだけをきちんと造るようにしていい農薬になったというか、安全性がより向上したというような例があることを考えると、こういう構造がちょっと違うけれども、似ているような化合物というのは、最終的には混合物中の全ての成分について活性や毒性を調べて、農薬として使うときには、何対何ぐらいというような設定をして評価すべきじゃないかなと思ったので、今後検討いただければと思います。

○西岡課長補佐　ありがとうございます。

光学異性体の農薬に関しましては、動物体内や植物体内等でその比がどうなるかというのを確認することとなっておりますので、その観点からはおおむね確認されております。

○夏目分科会長　いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

（答申案配付）

○夏目分科会長　それでは、資料を読み上げます。

農薬の変更の登録について（答申）。

令和８年５月７日付け８消安第247号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、エマメクチン安息香酸塩を有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第４条第１項各号に該当すると認められないことから、変更の登録をして差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料４が答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長　なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長　ありがとうございました。

それでは、エマメクチン安息香酸塩の変更の登録について、答申案を当分科会の意見として

決定したいと思います。

次に、議題（３）の農薬取締法第39条第１項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取についてに入ります。

農林水産大臣から諮問があったときに、その内容を事務局から分科会に報告し、諮問の内容に基づいて審議すべき部会を確認することとしておりますので、事務局より御報告をお願いいたします。

○石原審査官　それでは、今回諮問する農薬につきまして御説明いたします。資料５－４を用いて説明をさせていただきます。

こちらの表、上段に記載の二つの成分、エピリフェナシル及びスルホメツロンメチルの２成分は、新規の申請の成分でございます。次のベンフレセートにつきましては変更の申請の成分、アクリナトリン以下の５成分が再評価の成分となっております。こちら資料の方が整いましたので、今回諮問をさせていただきたいと考えております。

諮問の経緯、審議農薬の概要につきましては、農薬ごとに次のページ以降に整理しております。

議題５の説明は以上となります。

○夏目分科会長　ありがとうございました。

いずれも諮問を受けて、これから各部会で御審議いただくものですので、各農薬に関する御質問、御見解は部会の中でいただくとして、事務局より示された各農薬を御審議いただく部会案及び説明のあった事項について、何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

先ほど申し上げた意見の観点で見てみると、アクリナトリンは光学異性体の一方だけ構造式が書いてあって、ビフェントリンとヘキシチアゾクスは、立体異性体の混合物ですかね。それから最後のメタフルミゾンについては幾何異性体の混合物ということですね。構造式は似ているけれども、というところはずっと引っかかっていて、将来の検討だと思いますので、あえて一言言わせていただきました。

あと、もう一つ、医薬品の方では混合物についてもう少し厳格に扱われているかと思います。コメントです。

以上です。

この件について何か御質問、御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問を受けたこれらの農薬につきましては、事務局より示された部会でそれぞれ

御審議いただきます。審議の結果を後日の農薬分科会に御報告いただくことになりますので、各部会の関係の先生方は、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題（４）の農薬使用者安全評価における暴露評価に係る補足事項について（報告）に入ります。

農薬使用者安全評価部会での議論の結果を、櫻井委員から御報告いただきます。

○櫻井委員　農薬使用者安全評価部会の部会長の櫻井でございます。

部会を代表いたしまして、農薬使用者安全評価における暴露評価に係る補足事項について（被害防止方法として散布方法を限定する場合の取扱いについて）の審議結果を御報告いたします。

資料６を御覧ください。農薬使用者の安全評価では、使用方法ごとに農薬使用者の暴露量を推計し、AOEL及びAAOELとの比較により安全性を評価しております。その結果、防護装備による暴露低減を考慮しても暴露量が毒性指標を超過する場合には、被害防止方法として散布方法を限定することが想定されます。このため、７月27日に開催された第26回農薬使用者安全評価部会において、その取扱いについて検討し整理いたしましたので、今回、分科会に御報告するものです。

部会での決定の概要ですが、まず基本的な考え方ということで、暴露量が毒性指標を超過する場合には、毒性指標を超過しない散布方法に限定することとし、当面の対象は液剤の散布としております。

次のページに行っていただいて、被害防止方法として記載できる散布方法は、この表にありますように手散布、乗用型機械散布及び無人散布といたしました。また、無人散布については、申請者から実用化状況や使用実態等を示す資料を提出してもらい、無人散布の定義への適合等を確認した上で散布時暴露量を、無人航空機散布の予測式により推計することとしております。その上で、調製時及び散布時の暴露量の合計が毒性指標を超過しない場合に、被害防止方法として無人散布を規定するということにしております。

具体的な記載例としては、「●●（作物名）に散布する場合は、乗用型機械散布によること」、あるいは「●●（作物名）に散布する場合は、無人散布によること」といった形になります。

以上です。

○夏目分科会長　櫻井委員、ありがとうございました。

ただいま御報告のございました件について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたしま

す。

郷野委員、お願いいたします。

○郷野委員　今回の整理によって評価上の安全性を確保する考え方は理解いたしました。一方で、安全性が評価上確保されるだけではなく、実際の使用現場で確実に確保されることが重要ではないかと思いました。無人散布につきましては、遠隔監視や遠隔操作を前提としていると思うのですが、一定の知識や技能が求められる場合があると思います。操作者の資格や講習受講の状況など技能の確保について、今どのようになっているのか、分かる範囲で教えていただければと思いました。

加えて、こうした散布方法の限定や実施条件について、使用者が誤解なく理解し適切に実施できるように、どのような周知や情報提供を行うことを想定されるのかということも、併せて教えていただければと思いました。よろしくお願いいたします。

○河合課長補佐　農薬対策室農薬企画班の課長補佐をしております河合と申します。御質問いただきましてありがとうございます。

先生から御指摘ございましたとおりでございまして、農薬というものは、このように科学的に審議をいただき了承された使用方法に従って使用すれば、安全が確保されるという前提で登録をいたしまして、その範囲内での製造・販売・使用が認められる仕組みになってございますので、正にこのように定められた使用方法、あるいは、その被害防止方法を含めて、現場できちんと守られるということが大変重要でございます。このため農林水産省といたしましては、都道府県等あるいは指導機関、あるいは農業者団体等を含めまして、農薬に関わる全ての皆様の御協力をいただきながら、農薬の安全かつ適正な使用の指導の徹底というものを行っているというところでございます。

特に、今御指摘のございましたうち無人航空機というところに関しましては、国内においても、例えばドローン等を飛ばしたときに電線等に接触するといったような事故が起きているというのは現実にございます。そういうような中で、きちんと安全に配慮して農薬等の散布がされるように、このようなことに注意をしていただきたいといったような、指導のチラシといったものも作りまして、現場への周知を図っておりますし、また、近年農業の現場においては、正にそういうドローンによる防除といったものを担うサービス事業体が、発展してきているところでございますので、そういうところにもきちんと知識を持っていただいて、安全に農薬散布を行っていただくということが、一層重要になっていると思っておりますので、こういう方々も含めて、現場できちんと農薬が安全に使われるということを、今後もしっかりと指導し

てまいりたいと思っております。

○郷野委員　御回答ありがとうございました。

局長の冒頭の御挨拶の中にもございましたけれども、消費者の中には農薬について懸念がある方もいらっしゃいますので、こういった管理体制とされている、安全性についても配慮しているということが、消費者にも分かるような情報発信をお願いできたらと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○夏目分科会長　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、天野委員、よろしくお願いします。

○天野臨時委員　日植防の天野でございます。

この審議の内容そのものではありませんが、今、郷野委員からの御発言もありましたように、リスク管理措置がいろいろ付いてくると思うのですが、こういうものがちゃんと使用者が理解して守られてこその制度だと、私も思っております。

それで一つ教えていただきたいのは、被害防止方法の記載例が（４）にございます。頭に作物名を書いた上で例えば後ろに、「散布する場合は、乗用型機械散布によること」というような形がありますが、頭には必ず作物名を羅列するような表記を考えておられるのでしょうか。

○河合課長補佐　御指摘いただきましてありがとうございます。

基本的に被害防止方法というのは作物ごとに決まってくるものと認識をしておりますので、この作物名を記載した上で、それについて、これに散布する場合はこのような被害防止方法を講じることというような記載になるのが原則となっております。

○天野臨時委員　ありがとうございます。

ここには無人散布あるいは乗用型の機械散布によるというようなことですので、果樹、あるいは少し大規模な野菜類のようなものがあるかと思いますけれども、使用者だけではなくてミツバチの評価も含めまして、このリスク管理措置の表記が今後たくさん増えてくると思います。それで、今、作物名を羅列するのかと伺ったのは、適用作物が大変多い剤も中にはございますので、そうしますと、ラベルに記載することの量がものすごく増えてくるのではと、心配しております。ラベルは製品に添付されているわけですけれども、何重にも折り畳んであるなど、大変細かい字になってくると思われますので、それをきちんと読み込めるような状態にあるのか、分かりやすい、読みやすい表記がどのようなものかというのも、少し御検討いただけるとよいかなと感じた次第です。

以上です。

○河合課長補佐　ありがとうございます。

この点、正に御指摘のとおりでございまして、我が国で登録されている農薬の中には、適用作物の種類が非常に多いものもございます。そのようなものについて、その一つ一つの使用方法が違うわけでございますけれども、それに合わせて被害防止方法が設定されていくということでございますと、使用者の観点、ミツバチの観点、それぞれから、かなり多くの量の表示が必要になるというところがございます。これは御指摘のとおりでございます。

その上で、農薬の容器包装に対する表示に関しましては、農薬取締法施行規則におきまして、農薬使用者が読みやすく、理解しやすい用語によるものであり、かつ、農薬の容器に法の規定により表示すべき事項を印刷し、又は表示事項を印刷した票箋を貼り付けてしなければならないと、その上でその表示に全てが入らないというような場合には、それらを印刷した文書、いわゆる添付文書を農薬の容器に添付することにより、当該表示をすることができるというような規定もございます。これらの施行規則の規定に基づきまして、具体的に農薬の容器包装の表示要領に関する局長通知も出させていただいておりまして、クロップライフジャパンを始め農薬メーカー等の皆様にも御協力をお願いしております。いかにして農薬使用者の皆様に、どなたでも読みやすく分かりやすい表示にするかというようなところについて、御協力をお願い申し上げているところでございます。

あわせて、被害防止方法の内容自体について、それが具体的にどのようなことをすればいいのかといったことを、より分かりやすく情報発信をして、各方面の農薬使用者の皆様に御理解いただいた上で適正に使用いただくことは、非常に重要と思っておりますので、私どもとしても、今後もそのような説明ですとか周知といったものに努めてまいりたいと思っております。

○夏目分科会長　天野委員、よろしいでしょうか。

○天野臨時委員　ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○夏目分科会長　今の議論を聞いていて気になったのですが、ラベルの内容というのをオンライン検索したりできるのですか。つまり、今だと複数のいろいろな項目を全部一つずつ見ていかなければならない。それをオンラインでやると、検索で割と簡単に集められるのかと思ったのですけれども。

○河合課長補佐　例えば農林水産省で整備をしております農薬登録情報提供システム、こちらは農薬の登録内容、正にその使用方法等についても、見ることができるシステムになっております。こちらの中で、被害防止方法についても欄がございます。文章での記載になるので、作

物ごとに書いてあるというものではありますが、御覧いただくことは可能になっているというところでございます。

○夏目分科会長　他はいかがでしょうか。

それでは、今後、農薬使用者安全評価部会では、御報告いただいた内容に沿って審議していただくということでお願いいたします。

次に、議題（５）の「特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第５条から第19条までに定める基準に適合していることの確認及びその調査等について」の一部改正について（報告）に入ります。

まず、事務局より御報告をお願いいたします。

○西岡課長補佐　農薬対策室の西岡です。よろしくお願いいたします。

資料７を御覧ください。こちらの資料は、９月４日よりパブリックコメント実施のため公表している資料となります。

まず、背景について御説明させていただきます。農薬の登録申請時に提出する試験成績については、農薬の安全性、品質等を確保するため、その種類や試験項目等が農薬取締法施行規則、局長通知等において定められています。また、これら試験成績の信頼性を確保するため、省令において試験施設が遵守すべき基準、いわゆる農薬GLP基準が定められています。今般、この農薬GLP基準への適合性確認に係る調査方法や手順等を定めた局長通知について、一部改正を行うこととしており、その内容を御説明いたします。

資料の１の意見公募の趣旨・目的・背景の三つ目の段落について、現状も踏まえ御説明させていただきます。

改正の内容は大きく２点です。

１点目は、農薬GLP適合性確認の手続の見直しです。これまで農薬GLP基準への適合性確認については、試験施設が農林水産省消費・安全局長に確認申請を行い、消費・安全局長が農林水産消費安全技術センター（FAMIC）に調査を依頼、それを受けてFAMICが調査を実施し、その結果を局長から施設に通知することとしておりました。今回の改正では、この確認申請及び結果通知の主体を調査実施機関とします。実態としてはFAMICが申請の受理から結果通知までを行うこととします。これは、農薬GLPがOECDのGLP原則に基づく国際的な枠組みで運用されていることを踏まえ、この枠組みに基づき、相互査察により調査能力があることが確認された調査機関、実態としてはFAMICが適合性確認を行うことを明確化するものです。この改正により、申請受付から調査、適合確認及び結果通知まで、FAMICが一貫して実施する体制となり、手続の

効率化、責任の明確化が図られます。

２点目を御説明させていただきます。こちらは試験分野の区分の見直しとなります。農薬GLP適合性の確認に当たっては、試験施設が実施可能な試験項目を確認し、試験分野ごとに適合性を通知しています。このうちの三つの試験項目について、該当する試験分野を変更します。具体的には、新旧対照表の７ページ目を御覧ください。右が現行、左が改正案の記載となってございます。対象となるのは３試験です。ほ場における農薬使用者暴露試験、鳥類の評価のための種子残留濃度試験、ミツバチの評価のための花粉・花蜜残留試験、この三つになります。これらについて、これまではどのような評価に利用するかの観点から、ほ場における農薬使用者暴露試験については毒性分野に、種子残留濃度、花粉・花蜜残留試験の２試験については生態毒性の分野に位置付けておりました。今回の改正では、試験の実施に必要な操作や設備に着目して分類を見直し、これを残留の分野へ変更します。今、御説明させていただいた３試験、いずれも農薬を処理し、その残留濃度を測定する、また、作物の栽培を伴うものというところがございます。これは、ほ場試験設備と残留分析設備を必要とします。このような試験実施体制が作物残留試験と共通しているということから、残留試験分野に整理するものです。

以上が改正の概要となります。

このほか、当該通知には、試験施設への調査の頻度、調査実施機関が行う調査の種類、調査の内容、調査結果の取りまとめ、任意調査の取扱いなどの規定がございますが、これらについて内容の変更はございません。

本件につきましては、パブリックコメントの結果も踏まえた上で本年11月の改正を予定しており、十分な周知期間を設け、令和10年４月から適用する予定としております。

以上となります。

○夏目分科会長　ありがとうございました。

ただいま御報告のございました件について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今後、必要な手続を進めてくださいますようお願いいたします。

その他の議題として、先生方から何かございますか。

ないようでしたら、本日予定しておりました議事は以上となります。進行を事務局にお返しいたします。

○二階堂室長　先生、ありがとうございます。

本日は、熱心な御審議を賜りまして誠にありがとうございました。

今回の議事要旨及び議事録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆様方に御確認いただいた後、公開とさせていただきます。

事務局による審議会の運営等を含めまして、先生方から御不明な点、御質問等ございますでしょうか。

では、以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会します。どうもありがとうございました。

午後２時３０分　閉会